

蒲郡市定住プロモーション委託業務仕様書

1 委託業務名

蒲郡市定住プロモーション委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

(1) 移住プロモーション・情報発信事業

ア 既存の蒲郡市移住 SNS アカウント (Instagram 及び Facebook 等) を活用したプロモーションを行うこと。また、本業務で実施する移住イベントやセミナー、移住ツアーにおける告知・参加者募集・結果報告について、記事を投稿すること。

Instagram アカウント名 : gamagori_iju

Facebook アカウント名 : いいじゃん蒲郡移住定住

(ア) 目標フォロワー数

プロモーションとしてフォロワー数増加に注力することとし、概ねの目標数は次のとおりとする。

Instagram 500人 (令和5年3月24日現在80人)

Facebook 100人 (令和5年3月24日現在35人)

イ 移住イベントへの出展支援

(ア) 出展に係る出展料、備品配送料、その他必要経費を支払うこと。物品については、市と協議のうえの手配すること。

(イ) ブースでの相談対応は原則蒲郡市が職員を派遣し行うものとする。

(ウ) 出展予定の移住イベント

- ・ふるさと回帰支援センター主催「テーマから探す！移住フェア(仮)」

開催日 : 令和5年7月8日(土) 予定

開催場所 : 東京交通会館12階 カトレアサロンA

出展料金 : 55,000円(税込)

- ・ふるさと回帰支援センター主催「ふるさと回帰フェア」

開催日 : 令和5年9月17日(日) 予定

開催場所 : 東京国際フォーラム

出展料金 : (参考 : 令和4年度) 110,000円(税込)

- ・(一社) 移住・交流推進機構「JOIN 移住交流&地域おこしフェア」

開催日 : 令和6年1月13日(土) ~ 14日(日) 2日間

開催場所：東京ビッグサイト 南展示棟 南1ホール

出展料金：JOINフェア2023出展団体特別価格

1日のみ出展 13万2千円（税別）

2日両日出展 26万4千円（税別）

ウ 移住セミナーの企画運営・実施

(ア)セミナーの企画立案・広報活動・運営を行うこと。

(イ)開催方法は、「来場型」又は「オンライン」もしくは「来場・オンライン併用型」のいずれか1回開催すること。

(ウ)開催場所は、原則として「認定NPO法人ふるさと回帰支援センター」のセミナールームを使用すること。（1枠分は無料）

【セミナールームの概要】

住所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館4階

<セミナールームA>

・オンライン専用

・最大収容人数：8名

・利用時間：2時間15分

<セミナールームB・C・D>

・最大収容人数30～35名

・利用時間：4時間30分

(2) 関係人口創出事業

ア 移住ツアーの開催

蒲郡市の仕事・生活環境・住宅事情等の暮らしぶりを知れて、先輩移住者と交流できる内容とすること。

(ア)企画立案・広報活動・運営を行う。

(イ)開催形式：日帰り及び宿泊ツアー 各1回以上

(ウ)規模：各回10名程度

(エ)その他：参加者からは参加費用の一部を徴収する。

(3) 受入体制整備促進事業

ア 移住相談窓口の整備

移住希望者からの相談体制を整備するため、オンライン相談やSNS等を活用した相談体制を構築すること。

イ 先輩移住者との協力体制・仕組みづくり

現在、先輩移住者にはLINEグループへ登録いただき、管理している。約25名の登録があり、移住ツアーやセミナーへの協力を募るなど活用している。

前項アのとの連携を見据え、LINEグループとは異なる連携システム

を構築し、今後の活用に向けた仕組みづくりを行うこと。

4 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下の通り提出するものとする。

(1) 業務実施報告書

印刷物（製本2部）、電子データ（一式）

(2) その他関連、参考となる資料

5 その他

(1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。

(3) 本委託業務において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書内に、特記事項記載して提案する。

(4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。

(6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。

(7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。

(8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。

(9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。